

はあとふる

Info. 22



就学先決定の仕組みにおいては、本人の障がいの状態等や教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学・医学・心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、最終的には市町村教育委員会が就学先を決定することとなります。

就学（措置変更を含む）については、次年度の学びの場が決定したら終わりではありませんし、4月からスタートするものでもありません。気になったそのときがスタートです。

就学の手続きの流れについては、『特別支援学校・特別支援学級・通級による指導にかかわる就学支援の手引』（福島県教育委員会）をご覧ください。

- ・個別の教育支援計画、個別の指導計画等の引継ぎ
- ・実態把握
- ・教育的ニーズの整理

3～4月

- ・保護者との面談
（学校での様子や支援の必要性、就学先についての情報提供（見学、相談会等））
- ・個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成
- ・校内支援委員会
- ・審議資料作成

5～8月

- ・気になる子どもについて
教育的ニーズの整理
- ・個別の教育支援計画、
個別の指導計画の評価

12～2月

- ・個別の教育支援計画、
個別の指導計画の活用
- ・教育支援委員会
- ・就学時検診
- ・保護者との合意形成

9～11月

※市町村によって名称や時期等の違いがあります。

本校では、児童生徒の皆さんや保護者の方、地域の保育所、幼稚園、こども園、小・中・高等学校等で特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒に関する相談、就学や進路に関する相談を行っています。「学校見学したい！」「特別支援学校の卒業後の進路って？」など、どんな些細なことでも構いません。まずはお電話でお問い合わせください。

猪苗代支援学校 ☎（０２４２）６５－２１５１